

尼崎市入札監視委員会議事概要書
(平成21年度 第1回)

開催日	平成21年11月9日(月)	
開催場所	尼崎市役所 市議会棟 第2委員会室	
出席委員	委員長 泉水文雄 委員 永井光弘、西川京子、藤田一郎	
審議対象期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
抽出案件	総件数 - 件	(備考)
一般競争入札	- 件	
指名競争入札	- 件	
随意契約	- 件	
委員からの意見・質問		
委員からの意見・質問に対する回答		
委員会による意見具申又は勧告の内容		
その他	<p>第1回会議のため契約案件の審議はなく、次の事項について行った。(質疑応答等の概要は次ページ以下のとおり。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委嘱状交付 2 委員長に泉水委員を選出 3 委員長が委員長の職務代理に藤田委員を指名 4 委員長が抽出委員に藤田委員を指名 5 その他、事務局から入札監視委員会の設置要綱等の関係規定を説明した。 	

第1回 尼崎市入札監視委員会定例会 会議録

1 日時：平成21年11月9日(月) 14:00~16:15

2 場所：市議会棟第2委員会室

3 出席者

委員 泉水委員、永井委員、西川委員、藤田委員

事務局 中村副市長、山木契約・検査課長、水田、殿村、寺澤

4 委嘱状の交付

中村副市長から各委員に委嘱状を交付（公務のため中村副市長退席）

5 議事

(1) 入札監視委員会の概要について説明（事務局）

委員：再苦情があった場合、当委員会での審議を行うということだが、工事に関しては専門の委員もおられるが、まったくの素人である委員が当事者から直接事情を聞いたりするのか。

事務局：入札監視委員会が工事の技術的な問題などを再苦情の申立人から直接事情を聞いたりすることはない。苦情は市に対して申し立てられ、それに対して市が説明する。市の説明が納得できないとして再苦情が申し立てられた場合、市の説明内容等について入札監視委員会が第三者の立場でその当否を審議することによって苦情処理の透明性、公平性を確保しようとするものである。したがって、当委員会が特に必要があると認める場合を除いて、直接再苦情の申立人から事情を聞くことはないと考えている。

審議の結果は当委員会から市長に対して答申し、再苦情申立人に対する回答は市長名で行う。

(2) 委員長の選出

泉水委員を満場一致で委員長に選出した。

(以下、泉水委員長が議事を進行)

(3) 委員長職務代理者を指名

泉水委員長が、委員長の職務代理者として藤田委員を指名した。

(4) 入札制度の概要について説明（事務局）

委員：工事費の積算内訳は提出させているのか。

事務局：設計金額が3000万円以上の工事は入札時に提出させ、担当課の職員がチェックしている。それ以下の案件は入札時に持参することを義務付けている。

(5) 抽出委員の選出

抽出委員に藤田委員を選出した。(運営要領では抽出委員は委員長を除く委員の

うちから 50 音順で選任することとされているが、入札監視委員会の委員を務めるのが初めての委員もおられるので、初回に限り同要領のただし書きを適用して委員長以外の方で、入札監視委員会の委員経験者である藤田委員を選出した。）

委員： 抽出委員の役割は次回の会議で取り上げる入札案件を決めることか。

事務局： 事務局が今年度上半期の入札案件のリストを作成し、抽出委員がその中から一般競争入札、指名競争入札、随意契約の案件からそれぞれ 1 件以上を抽出していただく。

(6) 入札、契約業務に関する制度改正の概要及び統計資料の説明（事務局）

平成 15 年度以降の制度改正の概要及び登録業者の概要、工種別落札率、落札率の経年変化等について説明

委員： 指名競争入札で辞退者が出て当日の参加者が 1 者になった場合は、随意契約するのか。

事務局： その場合は入札を中止し、業者を入れ替えて改めて入札を行う。随意契約はしない。

委員： 随意契約が多いのは。

事務局： 下水処理場などの特殊な機械設備や電気設備の改修、保守点検工事、その他焼却炉のプラント設備の改修工事など製造メーカーでないと対応できないものは随意契約になる。

(7) 第 2 回定例会議の開催日程について

各委員の日程調整の結果、次回の開催日程を平成 22 年 1 月 25 日（月）午後 2 時から行うことに決定した。

以 上